

平成30年2月21日

「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」の改定

公益社団法人日本年金数理人会

非継続基準抵触に伴う特例掛金の算定に関し、「「規制改革ホットライン」で受け付けた提案及び所管省庁からの回答」が内閣府から示されたことを受け、確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンスの改定を検討してまいりましたが、先般開催されました当会理事会において承認されましたので、ここに公表いたします。

本数理実務ガイダンスにつきましては、平成30年1月23日に改定に関する草案を公開し、平成30年2月6日までコメントを受け付けましたが、提出されたコメントはありませんでした。よって、改定案の内容で確定いたしました。

なお、改定内容は別紙のとおりとなります。

以 上

## ■改定後

## 第4節 財政検証

<p>2. 非継続基準の財政検証</p> <p>(3) 積立不足に伴って拠出する掛金額・拠出方法</p> <p>①積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法（規則第58条）</p> <p>ア. 翌事業年度の最低積立基準額の見込額 （法第63条、規則第58条）</p> <p>・以下の式にて算定することができる。 「当年度最低積立基準額×{(1+当年度予定利率) / (1+翌年度予定利率)}<sup>n</sup> - 前年度最低積立基準額×{(1+前年度予定利率) / (1+当年度予定利率)}<sup>n</sup> + 当年度最低積立基準額」(☆) (ただしn=20)</p> <p>(略)</p>	<p>・左式の翌年度予定利率は、適正な年金数理や継続性の観点から設定されるものであり、当年度予定利率や判明している翌年度予定利率を用いることなどが考えられる。</p>
---	---

## ■改定前

## 第4節 財政検証

<p>2. 非継続基準の財政検証</p> <p>(3) 積立不足に伴って拠出する掛金額・拠出方法</p> <p>①積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法（規則第58条）</p> <p>ア. 翌事業年度の最低積立基準額の見込額 （法第63条、規則第58条）</p> <p>・以下の式にて算定することができる。 「当年度最低積立基準額×{(1+当年度予定利率) / (1+翌年度予定利率)}<sup>n</sup> - 前年度最低積立基準額×{(1+前年度予定利率) / (1+当年度予定利率)}<sup>n</sup> + 当年度最低積立基準額」(☆) (ただしn=20)</p> <p>(略)</p>	<p>・財政検証時に翌年度予定利率が判明していない場合は、翌年度予定利率＝当年度予定利率として左記額を算定することができる。</p>
---	--

以上